

令和8年度 富田地区浸水被害軽減対策業務委託

特 記 仕 様 書

高槻市 都市創造部 下水河川企画課

## 第1章 総 則

### 1-1 目 的

この仕様書は、高槻市都市創造部下水河川企画課（以下「発注者」という。）の施行する令和8年度富田地区浸水被害軽減対策業務委託（以下「業務」という。）に関する事項を定めるものとする。

### 1-2 履行期間

契約日 から 令和9年3月15日まで

### 1-3 適 用

本業務は、特記仕様書、委託契約書及び「測量、調査及び設計業務委託必携（令和8年4月 大阪府都市整備部）」並びに関係法令に基づき施行する。

### 1-4 仕様書の適用

業務は、仕様書に従い施行しなければならない。また、仕様書に定めのない事項については別途協議するものとする。

### 1-5 業務の概要

本業務は、既存の雨水流出解析モデルを最新の地表面モデル及び雨水整備状況に時点更新を行い、想定最大規模降雨等に対する浸水シミュレーションを実施し浸水想定区域図の作成を行う。

### 1-6 費用の負担

業務の遂行に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### 1-7 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1-8 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

### 1-9 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び高槻市個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### 1-10 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

### 1-11 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって業務委託契約書に定めるもののほか、別表に定める書類

を提出しなければならない。

なお、承認された事項を変更しようとする時はその都度承認を受けなければならない。

#### 1-1-2 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））または、下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため十分な数の技術者を配置しなければならない。

#### 1-1-3 成果品の検査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の完了検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の間違いが発見された場合は、ただちにこれの修正を行わなければならない。

#### 1-1-4 引渡し

成果品の検査合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

#### 1-1-5 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁との協議を必要とするとき、また、協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を延滞なく報告しなければならない。

#### 1-1-6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1-1-7 参考文献等の明記

業務において文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記するものとする。

#### 1-1-8 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1-1-9 内部通報に関する制度

受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者は、本業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反する恐れのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。また受注者は契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

#### 1-2-0 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に別記「環境方針」を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

### 1-2-1 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者の協議によるものとする。

## 第2章 業務内容

本市の内水氾濫による浸水想定区域図は令和6年度末の雨水整備状況に合わせ、水防法に基づく浸水シミュレーション等を実施している。

本業務では、富田1-5排水分区のシミュレーションモデルの更新と富田支所建替えに伴う水路改修にあわせ、対策施設の必要性の確認、各降雨における溢水解消に効率的な管渠を設定し、既存モデルと一体としてシミュレーションを行い浸水想定区域図の作成を行う。

また、上記による管渠設定及び下水道台帳を基に水路や雨水管を施設平面図に追加、流量計算書等の更新を行い下水道事業計画変更のための資料を作成する。

### 2-1 業務範囲

流域関連区域：富田1-5排水分区：200.19ha

### 2-2 調査

#### (1) 基礎調査

- ・資料確認、現地調査

計画区域の地域特性の把握、既存下水道施設の把握、浸水被害状況の把握

#### (2) シミュレーション

- ・6ケース

10年確率降雨（48mm/hr）	×	現況＋更新
10年確率降雨（48mm/hr）	×	現況＋更新＋溢水対策管渠
既往最大降雨（110mm/hr）	×	現況＋更新
既往最大降雨（110mm/hr）	×	現況＋更新＋溢水対策管渠
既往最大降雨（110mm/hr）	×	現況＋対策施設
想定最大規模降雨（147mm/hr）	×	現況＋更新＋溢水対策管渠

- ・現有施設の能力評価

シミュレーション降雨データの入力および調整、対象降雨等での現有施設に対するシミュレーションの実施（現状の評価・再現・想定）

- ・問題点の抽出

浸水の発生原因の推定

- ・対策施設の数値データ化および入力

雨水貯留施設、雨水流出抑制施設やバイパス施設の設置等の数値データ化及び入力

・対策施設の評価

対策施設案のシミュレーションの実施

浸水範囲、浸水深、継続時間等に関する対策効果の確認

### (3) 雨水管渠計画

本業務で取りまとめた内容と下水道台帳（雨水管、水路）をもとに、区画割平面図の時点更新と流量表の更新を行う。

○雨水：富田1-5排水分区 A=200.19ha

## 2-3 一般事項

- (1) 受注者は、調査及び計画にあたり、都市計画との関連性、地域社会の動向、当該地域にかかる下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果について十分な検討を加えて行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たって受注者は、発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際に相互に確認しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の重要な区切りにおいては打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互の確認をしなければならない。
- (4) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

## 第3章 成果品

### 3-1 提出図書

成果品は以下のとおりとし、提出部数は2部とする。

- (1) 令和8年度 富田地区浸水被害軽減対策業務委託 報告書
  - ・報告書 A4
  - ・作成図面等 一式
- (2) その他関係図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子データ 一式

業務にて作成された成果品については、前述の提出図書のほか、電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R等）を正副2部提出するものとする。ファイル形式等については、協議の上決定する。

## 第4章 準拠すべき図書

### 4-1 準拠すべき図書

業務の実施にあたっては、法令の定めに従い実施するほか、下記に掲げる図書等に準拠して行うものとする。

- (1) 北部大阪都市計画下水道事業（淀川右岸/安威川流域下水道）計画図書
- (2) 北部大阪都市計画下水道事業（淀川右岸/安威川流域関連公共下水道）計画図書

- (3) 日本工業規格（J I S）（経済産業省）
- (4) 日本下水道協会規格（J S W A S）
- (5) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (6) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (7) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (8) 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (10) 流域貯留施設等 技術指針（案）（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）
- (11) 高槻市総合雨水対策アクションプラン
- (12) 高槻市雨水流出抑制施設に関する技術指針（案）
- (13) 流出解析モデル利活用マニュアル（雨水対策における流出解析モデルの運用の手引き）
- (14) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）
- (15) 浸水想定（洪水、内水）の作成等のための想定最大外力の設定手法
- (16) 水害ハザードマップ作成の手引き

#### 4-2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

以 上